

注 意 書

差押命令が発令されましたので、今後の手続を円滑に進めていくため、次の事項に注意してください。

札幌地方裁判所 債権執行係

○取立てについて

- (1) 債権者は差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過しなければ、第三債務者から差押債権を取り立てることはできません（民事執行法155条1項本文）。
- (2) 取立権がいつ発生したかは、「送達通知書」に記載の送達日で確認してください。
- (3) 差押金額を超えて取り立てることはできません。
- (4) 他の債権者等との差押えが競合したとき、また、第三債務者が供託したときも差押債権を取り立てることはできません。

第三債務者の供託後は配当等手続（ただし、税務署等が先行して差し押えている場合は除く。）となりますので、配当係からの連絡を待ってください。

- (5) 第三債務者は、債権者の取立てに応じる義務がありますが、債権者方への持参または銀行振込みなどの方法で支払う義務はありません。

したがって、第三債務者が債権者の求めに応じて銀行等へ振り込んだ場合の振込手数料は、第三債務者が負担すべきものではありませんので、注意をしてください。

○送達通知書について

- (1) 債権者は取立てをする際には「送達通知書」を必ず持参してください。「送達通知書」が正当に取立権を有する者であることの証明方法として扱われていますし、第三債務者は債権者に送付された「送達通知書」により、債務者に送達された日から1週間が経過したことを確認しますので、「送達通知書」を必ず示してください。
- (2) 第三債務者及び債務者への送達日の確認についての電話等の照会には、送達通知の前後を問わず応じかねますので、ご了承ください。

なお、差押命令が不送達の場合は、電話などで必ず連絡をします。連絡を受けた後はすみやかに再送達の上申をしてください。

裏面に続く⇒

○第三債務者の陳述書について

- (1) 債権者に「送達通知書」を送付する前に提出された「陳述書」については、その写しを「送達通知書」に同封して送付します。

したがって、送達通知前の陳述書提出の有無などの照会には応じかねますのでご了承ください。

- (2) なお、送達通知後に提出されたものについては、当係窓口において写しを渡します。また、返信用の封筒（切手80円を貼付したもの）を同封のうえで送付依頼があれば、写しを送付します。

○取立届について

- (1) 取立てをしたときは、そのつど、すみやかに取立届（送達通知書に同封の書式のもの）を必ず提出してください（民事執行法155条3項）。
- (2) なお、第三債務者の数が多い場合などは、第三債務者ごとに取立額を整理した一覧表を作成するなど工夫して届けをするようにしてください。
- (3) 第三債務者が債権者の求めに応じて振込手数料を引いた金額を振り込んできた場合の取立額は、振込額と振込手数料との合計額となります。取立届にはその合計額を記載してください（前記「取立てについて」(5)参照）。

○取下げについて

- (1) 差押債権の全額を取り立てる前に、当事者間で差押えを取りやめるなどの合意をした場合には、すみやかに取下書を提出してください。
なお、債務者の退職など何らかの事情で執行が不能となった場合も同様です。
- (2) 他の強制執行などで一部弁済があり、差押金額を減額する場合には、「一部取下書」と表題を付け、取下げをする金額を明示してすみやかに提出してください。
- (3) 取下書（一部取下書も含む。）は、債務者と第三債務者の数に1を加えた通数を提出し、同時に80円切手を債務者と第三債務者の数だけ納めてください。
- (4) 取下書に押す印鑑は、差押えの申立書と同じものを使用してください。また、代表者等が変更となっているときは、資格証明書（1月以内のもの）を添付してください。

○債務名義の返還について

- (1) 一部取立てをした後に差押えを取り下げ、債務名義の返還申請をする場合は、取立届を取下げ前に必ず提出してください。
- (2) 債務名義の返還を郵送で希望する場合は、簡易書留料金分の郵便切手を必ず添付してください。



平成18年(ル)第781号

取 下 書

札幌地方裁判所 債権執行係 御 中

平成18年 6月 5日

申立債権者 オリックス株式会社

代表者代表執行役 藤 木 保 彦



債 権 者

債 務 者

第三債務者

} 別紙当事者目録記載の通り

上記当事者間の債権差押命令の申立ては、これを取り下げます。

(ただし、既に取り立てた分を除く。)





当 事 者 目 録

- 〒105-6135 東京都港区浜松町2丁目4番1号
債権者
オリックス株式会社
代表者代表執行役 藤木 保彦
(送達場所)
- 〒108-0073 東京都港区三田3丁目13番16号
三田43MTビル 5階
(オリックス株式会社 債権管理室)
電 話 03(5730)9153
FAX 03(5730)9251
- 〒007-0862 北海道札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
債務者
有限会社エッチエイハウスリメイク
代表者取締役 山本 弘明
- 〒007-0862 北海道札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
債務者
山本 弘明
- 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地
第三債務者
株式会社北洋銀行
代表者代表取締役 高向 巖
(送達場所)
- 〒007-0865 北海道札幌市東区伏古5条3丁目4番22号
株式会社北洋銀行 伏古支店
- 〒060-0062 北海道札幌市中央区南二条西三丁目15番地の1
第三債務者
札幌信用金庫
代表者代表理事 山田 正
(送達場所)
- 〒065-0023 北海道札幌市東区北23条東16丁目
札幌信用金庫 元町支店



〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西四丁目1番地
第三債務者 株式会社北海道銀行
代表者代表取締役 堰八 義博

(送達場所)

〒065-0041 北海道札幌市東区本町1条4丁目7番5号
株式会社北海道銀行 東苗穂支店

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
第三債務者 日本郵政公社
代表者総裁 生田 正治

(送達場所)

〒047-8794 北海道小樽市入船5-3-1
日本郵政公社 小樽貯金事務センター

